

論 文

若狭太良荘における守護課役と算用状

松浦 義則*

はじめに

1. 算用状における「惣都合銭」と守護課役
2. 守護課役について
3. 御飯米越賃の実態
4. 守護夫役と「十五人夫」
5. 永享年間の支配の転換
6. 武田氏支配下の守護課役への対応

結びに代えて

はじめに

室町期の荘園については、守護勢力に蚕食され、やがては守護領国制のなかに埋没すると捉えられることもあった¹⁾。しかし田沼陸氏が守護による荘園の公田支配論を提起され、守護と荘園が敵対的なものではないことが知られるようになった²⁾。そして伊藤俊一氏は守護課役が「公事」と捉えられ、荘園領主と荘民の構成する「荘家」がその負担のための受け皿になっていたと論じられた³⁾。そして室町期荘園が公家・武家・寺社の権力を支える共通の基盤として国家的性格を持つようになることは最近の総括的論考においても確認されている⁴⁾。

本稿はこうした流れを踏まえて室町期若狭遠敷郡太良荘に対する守護一色氏（守護在職：貞治5年～永享12年、1366年～1440年）とその後を継いだ武田氏の守護課役について検討してみたいと思う。既に早く網野善彦氏が一色氏の守護課役は「慣行」的な性格をもつが、それを打破していく意欲と力を守護も荘園領主も、また百姓も代官も持っていないとして、そうした状態を「停滞」と表現された⁵⁾。また河村昭一氏は一色氏の守護課役について大局的には漸増していくが、応永34年（1427）に頂点に達したあと急減していることを指摘され、武田氏に関しては要銭に注目されている⁶⁾。私も5年前の論考（以下、前稿という）において一色氏の守護課役について論じている⁷⁾。そこでは、夫役を中心とする守護課役を荘民は最初無償で勤めていたが、次第に過重となってきたので、応永4年（1397）分の算用状において守護夫役の費用を年貢負担分から差し引くようになった。荘園領主である東寺供僧はこれを認めなかったが、やがてこれを認めざるを得なくなり、守護課役負担分を算用状において差し引くことが恒常化する。そして応永24年（1417）以後においては御飯米越賃・駄賃馬一

*福井大学名誉教授

匹・節季備夫三人はそれぞれ固定化されて算用状から差し引かれるようになる、ということを指摘している。

この前稿においては応永20年から太良荘の代官であった相国寺の僧乾嘉（嘉副寺^{ふうす}）が地頭方で独自の検注を行い、算用状においては20石弱とされる表向きの年貢高に対し42石を基準とする年貢収納を行っていたことを主に論じた。そして正長元年（1428）の徳政への対応をめぐる荘内が分裂し、乾嘉の独自の支配が暴露されたことを受けて、供僧たちが乾嘉を罷免し、地頭方においては乾嘉の独自の検注を引き継いで新しい支配体制をとったとした。そこでの考察は正長元年で打ち切り、次の永享年間に及ばなかったが、その後算用状を整理してみると、河村氏が指摘されているように、永享年間から守護課役に大きな変化が生じていることが明らかになった。そこで本稿ではこの変化について論じてみたい。そしてこうしたあり方は武田氏時代にも引き継がれていくのであるが、次第に変質していくので、その過程についても言及したい。

その検討のなかで算用状に含まれる虚構性についても気付くことができた。守護課役の研究には算用状が用いられるが、その史料批判の必要性を論じることになろう。

なお行論の必要上、前稿と重なる部分があることをお許し頂きたい。

1. 算用状における「惣都合銭」と守護課役

表1は半済後の太良荘地頭方（東寺不動供方）と領家方（東寺十八口方）の本来の年貢高の内に占める「惣都合銭」と守護課役の額と「惣都合銭」に対する守護課役の割合を各年の算用状によって示

表1 地頭方・領家方の惣都合銭と守護課役（単位：文）

| 年度 | 地頭方惣都合銭 | 守護課役 | 右割合（典拠） | 領家方惣都合銭 | 守護課役 | 右割合（典拠） |
|------|--------------------|------|--------------|--------------------|-------|--------------|
| 応永17 | 18329 | 9000 | 49.1%（4-351） | 51014 | 11932 | 23.4%（4-350） |
| 18 | | | | 45972 | 8700 | 18.9%（4-366） |
| 19 | 20808 | 4432 | 21.2%（4-368） | | | |
| 20 | 17048 | 2700 | 15.8%（4-372） | 48895 | 2500 | 5.1%（4-371） |
| 21 | 19937 | 7532 | 37.8%（4-379） | 48501 | 10130 | 20.9%（4-378） |
| 22 | 19758 | 9500 | 48.1%（4-391） | 47866 | 14100 | 29.5%（4-390） |
| 23 | 15882 | 6800 | 42.8%（4-396） | 39761 | 8900 | 22.4%（4-395） |
| 24 | 19232 | 7900 | 41.1%（4-400） | 45958 | 10900 | 23.7%（4-399） |
| 25 | 18080 | 6000 | 33.2%（4-406） | 43935 | 7200 | 16.4%（4-405） |
| 26 | 17530 | 6665 | 38.0%（5-12） | 40711 | 8700 | 21.4%（5-11） |
| 27 | 19381 | 9600 | 49.5%（5-21） | 47308 | 14400 | 30.4%（5-20） |
| 28 | 19757 | 8400 | 42.5%（5-25） | 47905 | 10900 | 22.8%（5-24） |
| 29 | 19757 | 7700 | 39.0%（5-31） | 47905 | 10900 | 22.8%（5-30） |
| 30 | 11088 | 7100 | 64.0%（5-36） | 18950 | 12400 | 65.4%（5-35） |
| 31 | 17119 | 7300 | 42.6%（5-42） | 38327 | 9900 | 25.8%（5-41） |
| 32 | 14260 | 7000 | 49.1%（5-45） | 32684 | 9900 | 30.3%（5-44） |
| 33 | 20458 | 6500 | 31.8%（5-56） | 46047 | 9900 | 21.5%（5-55） |
| 34 | 8343 ¹ | 8264 | 99.1%（5-64） | 22404 ¹ | 12166 | 54.3%（5-63） |
| 正長1 | 18320 ² | 6700 | 36.6%（5-72） | 45531 ² | 8500 | 18.7%（5-71） |
| 永享1 | | | | 64783 | 5072 | 7.8%（5-95） |

| | | | | | | |
|-----|---------|-------------------|---------------|---------|--------------------|---------------|
| 2 | 47287 | 3632 | 7.7% (5-103) | 62426 | 2264 | 3.6% (5-102) |
| 3 | 50945 | 4452 | 8.7% (5-105) | 67336 | 2931 | 4.4% (5-104) |
| 4 | 47382 | 3626 | 7.7% (5-111) | 62069 | 1264 | 2.0% (5-110) |
| 5 | 58913 | 4389 | 7.4% (5-114) | 81659 | 2798 | 3.4% (5-113) |
| 6 | 45246 | 4620 ³ | 10.2% (5-139) | | | |
| 7 | 46579 | 3856 | 8.3% (5-144) | 61233 | 1731 | 2.8% (5-143) |
| 8 | 48546 | 1120 | 2.3% (5-151) | 64165 | 1264 | 2.0% (5-150) |
| 9 | 53440 | 1556 | 2.9% (5-157) | 72494 | 2131 | 2.9% (5-156) |
| 10 | (44237) | (1281) | 2.9% (5-178) | 56370 | 1600 | 2.8% (5-177) |
| 11 | 40311 | 1784 | 4.4% (5-196) | 48919 | 2603 | 5.3% (5-195) |
| 12 | 46459 | 3120 | 6.7% (5-201) | 61419 | 5267 | 8.6% (5-200) |
| 嘉吉1 | 29534 | 9396 | 31.8% (5-206) | 34340 | 14835 | 43.2% (5-205) |
| 2 | 43856 | 2181 | 5.0% (5-217) | 61425 | 3404 | 5.5% (5-216) |
| 3 | 48886 | 1315 | 2.7% (5-227) | 71594 | 1672 | 2.3% (5-226) |
| 文安1 | 47115 | 1315 | 2.8% (5-246) | 67840 | 1672 | 2.5% (5-245) |
| 2 | 44696 | 1321 | 3.0% (5-257) | 63449 | 1672 | 2.6% (5-256) |
| 3 | 41835 | 1817 | 4.3% (5-263) | 58387 | 2673 | 4.6% (5-262) |
| 4 | 40076 | 1414 | 3.5% (5-274) | 54406 | 1872 | 3.4% (5-273) |
| 5 | 37352 | 982 | 2.6% (5-281) | 50222 | 1005 | 2.0% (5-280) |
| 宝徳1 | 45177 | 2315 | 5.1% (5-315) | 60931 | 4472 | 7.3% (5-314) |
| 2 | 45182 | 2519 | 5.6% (ハ244) | 61075 | 4065 | 6.7% (ハ245) |
| 3 | 40507 | 1315 | 3.2% (ハ247) | 54464 | 1671 | 3.1% (フ118) |
| 享徳1 | 36754 | 5162 ⁴ | 14.0% (ハ262) | 47464 | 8544 ⁴ | 18.0% (リ163) |
| 2 | 31067 | 2076 ⁵ | 6.7% (ハ274) | 37161 | 3268 ⁵ | 8.8% (ハ275) |
| 3 | 32109 | 1436 | 4.5% (ハ277) | 39720 | 2239 | 5.6% (ハ278) |
| 康正1 | | | | (40848) | 20631 ⁶ | 50.5% (フ123) |
| 2 | | | | 51627 | 2667 | 5.2% (教護1573) |
| 長祿1 | | | | 67571 | 12256 ⁷ | 18.1% (リ169) |
| 2 | | | | 63995 | 1471 | 2.3% (ヌ212) |
| 3 | | | | 61345 | 6864 ⁸ | 11.2% (リ177) |
| 寛正1 | 30772 | 1506 ⁸ | 4.9% (リ180) | 51848 | 3008 ⁸ | 5.8% (リ179) |
| 2 | | | | 59625 | 2769 ⁸ | 4.6% (リ182) |
| 4 | | | | 33026 | 1269 | 3.8% (リ185) |
| 5 | 32445 | 635 | 2.0% (リ187) | 41222 | 1269 | 3.1% (リ188) |
| 6 | 35438 | 3232 ⁹ | 9.1% (リ192) | 46437 | 6469 ⁹ | 13.9% (リ191) |
| 文正1 | 36621 | 3235 ⁹ | 8.8% (リ193) | 48974 | 6469 ⁹ | 13.2% (リ194) |

*1 この表に載せた守護課役のほかに、この年25石の兵糧米が賦課されたため、地頭方はその3分1の8.333石（銭にして7083文）を、領家方はその3分2の16.667石（銭にして13334文）を負担している。

*2 この外に土一揆兵糧米として領家方6石（銭にして6180文）、地頭方3石（銭にして3300文）を負担している。

*3 この年より守護から地頭方に課されていた椀飯・采女・修理替の計1500文が守護不入により実質的になくなる。

*4 この年に2度半済方給人の山県政信が下向したので、その礼銭が通常より10600文増えている。

*5 この年荘民は守護からの要銭1600文を春成の内より地頭方3分1（532文）、領家方3分2（1064文）ほど控除しているが、供僧は領家方・地頭方共に認めていない。ここではこの要銭も含む。

*6 この年8月に守護武田信賢らが在国したため礼銭として18092文（地頭方共に27138文）の支出があった。

*7 この年に守護から賦課された「春国方要銭」18石のうち領家方負担分12石（銭にして10980文）を含む。

*8 この年より寛正2年まで領家方・地頭方ともに守護課役に要銭が毎年加わるようになる。これについては本文参照。

*9 寛正6年と文正元年には守護からそれぞれ要銭15貫文が課せられ、それを供僧と地下の均等負担とし、領家方5貫文、地頭方2500文を負担しているの、それらも含めた。

したものである。「惣都合銭」や守護課役とはなんであるかを説明する前に、表1が一色氏時代の応永20年(1410)以後のものを掲げた理由について述べておく(応永17~19年分は参考のために掲げた)。その理由はこの年から算用状が連続的に伝わるというほかに、その書式が変化し、以後武田氏の時代においてもそのやり方が維持されるからである。応永20年9月に太良荘地頭方・領家方の代官職に東寺寺僧の金蓮院杲淳が任命され(4-362・364)⁸⁾、それにとまって現地の代官も朝賢から相国寺僧乾嘉に代わる(4-371)。これまでの算用状は年貢米と銭分(春成や夏・秋地子)のそれぞれについて不作・損免、守護課役、代官得分、寺納分などが書き上げられたもので、全体が総計されておらず、年貢額に占める支出(守護課役など)や控除(損免・代官給など)の額と実際の納入額の割合などが一見してわかるようになってはいなかった。それはいわば年貢米・銭分についての代官の支出・控除・納入の出納日誌を算用状として記したものという性格を持っていた。

それに対して乾嘉が代官となった応永20年度分からは、年貢米と銭分を合わせた「惣都合銭」(最初のころは「都合銭」)が算定されるようになる。具体的にはまず「半分定」と称される半済のもとでの米の基本年貢額(正長元年まで地頭方30.1109石・領家方81.97118石、それ以後は地頭方47.685石・領家方79.19611石)から井料米、不作・川成、捨田、損免、守護方細々雑用、代官得分、寺納分早米が、さらに地頭方では永享2年(1430)より船立米、節養酒・収納酒などが控除されて「残定米」が決められ、和市で銭に換算される。それに春成以下の地子銭など銭分が加えられて「惣都合銭」が確定される⁹⁾。

そして守護課役などはこの「惣都合銭」から「国下行」(後には単に「除」)として控除され、最後に寺家への納入分が確定されている。要するに算用状の収支決算書としての性格を明確にしたのであるが、支出分が井料米・損免・代官給のような荘園経営のための費用(いわば「必要経費」)と荘園に対して課される守護課役のような「課役」に区分されていることが注目される。

ここで守護課役としているものは、広い意味での守護方への負担であって、地頭方の椀飯・采女・修理替のような幕府からの賦課や守護代や太良荘半済給人などへの礼銭なども守護課役に含めている。また「惣都合銭」からの控除は応永23年(1416)度分より「国下行」と呼ばれ(4-395)、後には単に「除」とされるが(5-104)、その内容は守護課役が中心ではあるものの、荘内の「小野寺勧進」(4-396)や「政所屋造作」(5-104)など守護方の課役とは言えないものも含まれているので、こうした非守護課役は表の守護課役からは除いている。逆に「守護方細々公事入使雑事料」(4-350、後には専ら「守護方細々雑用」「細々雑用」とされる)は「国下行」守護課役に含められるのではなく、一貫して井料米・代官得分・損免などと同じく「半分定」から控除され、応永4年あたりから応永年中は領家方3.167石(後3.16石)、地頭方2石に固定化されている(4-255・263)。これは「守護方細々雑用」が守護の賦課する課役というより、荘園経営のための「必要経費」と考えられていたためであろうから、それに従い表の守護課役には含めていない。なお、「守護方細々雑用」は永享元年(1429)分算用状から領家方2石、地頭方1石と減少し(5-95・103)、永享7年(1435)分より守護不入を受けて単に「細々雑用」と称されて、それぞれ更に半減の予定が告げられ(5-143・144)、永享9年分より実現される(5-156・157)。

表1より最も明瞭にうかがえるのは永享元年(1429)分から守護課役が激減していることであるが、

この点の説明を本稿の主題として設定したい¹⁰⁾。しかしそのためには幾つかの前提となる問題を解決しておかなければならない。まずは守護課役の説明から始めたい。

2. 守護課役について

太良荘に課せられる守護課役の全てが算用状に記されるわけではないので、算用状に現れるものとそうでないものの区別をしながら、簡単に守護課役全体を見ておきたい。なお太良荘本所方においては貞治元年（1362）以来、守護課役をはじめとする諸負担は領家方3分2、地頭方3分1の比率で配分している（は107）¹¹⁾。

(1) 守護の徴集する将軍・幕府からの課役（段銭は別に述べる）。一色氏が守護となった翌年の貞治6年（1367）分地頭方算用状に七仏薬師料足（500文）・大法料足（500文）が見えている（4-46）。その後応永8年（1401）年までは仏事・祈祷・作事・慶弔の料足（若君料足、御所御産料足など）などが、また地頭方には贄殿料足や築地料足が賦課され、算用状において控除されている。しかしやがてそれらは見えなくなり、地頭方に対する節供料足と椀飯・采女・修理替の料足（この3つで1500文に固定化）が残るが、これも守護使不入を理由に永享6（1435）～7年分から賦課されなくなる。

(2) 守護夫役。守護一色氏の支配のもとで、荘民を飯米や材木、贈答品などの運送のために徴発するもので、一般的には京上夫と称される。宝徳元年（1449）10月の百姓申状（5-302）によれば、もと東寺に荘民が負担していた庭掃夫（代銭納で900文）を振り替えて、本所方15人、半済方15人を守護夫として負担するようにしたという。それでこの夫役を「十五人夫」とも呼んでいる（ハ394）。この守護夫はもと東寺に勤めていた役であったことや、夫役をめぐる交渉のために代官に米5石が与えられていたこともあって（5-302）、荘民の負担に対する年貢銭からの控除はなく、算用状に記載されることはない。しかし守護夫が15人の範囲に収まるという保証はなく、本所方に賦課された京上夫は永徳2年（1382）に30人（野伏15人を含む）、至徳2年（1385）には40人（材木持ち今津越20人を含む）が賦課されている（4-158・170など）。

このような苛酷な夫役であったので、荘民たちは応永元年（1394）ころに守護夫は百姓ではなく本所に賦課された役であるとして、年貢からの経費負担を求めている（4-212）。これが認められなかったので、荘民たちは応永4年分（1397）と5年分の算用状において西御所御飯米越賃と西御所椀皮持人夫の経費を差し引くという実力行使に出た（4-255・256）。供僧たちはこれも拒否しているが、応永10年（1403）分地頭方算用状で「正守護殿御飯米越ちん」200文が控除されており（4-284）、守護夫役の一部が算用状で控除されるようになったことがわかる。やがて応永21年（1414）より馬夫が（4-378）、翌応永22年より節季雇夫が（4-390）算用状における控除分として恒常的に見られるようになる。また応永末年にはその額も領家方で御飯米越賃が2500文（地頭方はその半額1200文、以下同じ）、守護方雇夫3500文～1000文、駄賃馬1疋1000文、節季雇夫1000文～1400文と固定化、ないしは標準化する。今試みに応永27年（1420）分から応永33年（1426）分の7年間におけるこれら守護方夫役が守護課役全体のなかで占める割合の平均を示すと、地頭方が43.0%、領家方が63.3%となる。すなわち守護夫役には荘民が無償で負担する（算用状に載らない）守護夫（「十五人夫」）と、荘民たちがそこから分離させて年貢銭からの控除の対象とした（算用状に載せられる）御飯米越賃や守護方雇

夫などの夫役の二種類があったのであり、算用状におけるこれらの夫役が守護課役の中心を占めていた。

実はこの二種類の守護夫役はその成立時には区別できたが、その後には実態としては区別できないものになっており、そこから御飯米越賃などに関し複雑な問題を生じることになるが、その点は後述することにした。

これら夫役は永享元年（1429）分より御飯米越賃を除いて見えなくなり、御飯米越賃も永享4年分を最後に消えてしまう（5-104）。永享元年からの算用状における守護課役激減の理由はこれら守護夫役の消失にあり、それが本稿の主題である。なお算用状に載らない「十五人夫」は永享6年（1434）3月に將軍義教の守護使不入の御判御教書が出された後には減少した時期があったと思われるが、武田氏の時代の享徳2年（1453）2月には守護の人夫催促が厳しくなったとされており（タ130）、依然として賦課されていた。

(3) 兵糧米・陣夫。南北朝期には、たとえば康安元年（1361）細川清氏が若狭に逃げ下って遠敷郡玉置城に立て籠もったときには兵糧米20.38石、その家臣2人への雑掌（雑餉）2.9石などが徴発されたことが同年分地頭方算用状に見えており、これらは控除が認められている（ハ61）。また貞治5年（1366）の摂津発向の費用や兵糧米も算用状で控除されている（4-2・5）。応安4年（1371）の守護と国一揆との合戦において領家方が徴取された兵糧米10.27067石も算用状で控除されている（4-77）。これに関して地頭方引付応安4年8月5日条に「守護方兵糧料足事、公平半分、百姓等半分」が原則であるが、百姓が重ねて歎くので三分一負担とするとあり（4-78）、この時は例外的な扱いがなされているが、領主と百姓が折半して負担する「荘家」方式が原則とされるようになったことがわかる。応永22年（1415）の伊勢夫は全体の費用31786文の半分を寺家が年貢からの控除を認めたことが（寺家半分・百姓半分）、算用状から判明する（4-390～392）。応永34年の赤松満祐攻撃の兵糧米25石と陣夫5人分5000文が算用状で控除されている（5-63・64）。「国下行」に記される陣夫5000文以外は百姓役とされているから、部分的援助であるが、兵糧米は「国下行」の内ではなく損免と同じ扱いになっているから、全額寺家が負担したのかも知れない。武田氏の時代には兵糧米・陣夫の記事が少なくなるが、これは武田氏の要銭に含めて最後に論じることにした。

(4) 段銭。段銭には幕府からの命令を受けて徴取するものと、守護が独自に徴取する守護段銭があるが、これらの段銭は寺家・百姓の負担とされ算用状に載せられることはない。幕府や守護から課せられる段銭の多くは京都で東寺が免除の先例を申し立てて免除を願うが、そのための交渉や進物のための費用は一献料・沙汰料と呼ばれ、段銭免除となってもこの費用は荘民に負担させている（5-17・43など）。段銭京済の実例を挙げると、応永21年（1414）12月に公方御倉と思われる承盛が東寺から納入された即位段銭6451文の請取を発行している（4-375）。この京済段銭額は太良荘本所方の公田数12町9段90歩に段別50文を賦課した額であるが、供僧はこの額を荘民の負担とした。ところが翌年4月に荘民たちは、昨年京済の奉書が現地に下されるのが遅れたため、守護方より大使が荘に入部したので「使料と申雑事ふんと申、相残候二貫四百五十一文れうそくハ皆々入て候お、御代官かたく御催促候間、やうやうに御百姓等たしなミ候て、一貫四百五十一文御代官方へ渡申て候、いま一貫文の事ハ、いかやうに御さいそく候共、沙汰仕候事ハ候ましく候」と述べている（4-384）。「相残候二

貫四百五十一文」とあることを手がかりに考えると、荘民たちは京済段銭費用6451文のうち既に4000文は東寺に納入しているが、残りの2451文分は入部した大使の応対に使ってしまったので、今代官の催促を受けて1451文は何とか代官に納入したが、残りの1000文はどうしても払えないと主張していることがわかる。京済段銭費用が荘民の負担とされていたことが知られるが、6451文がこの度の京済段銭費用の全てであったかどうかは明らかでない。また長禄3年（1459）12月3日に地下公文包枝清賢は役夫工米段銭6450文（この額は応永21年の場合と同じ）と一献料3500文を東寺に送り（は319）、東寺はそれを12日に公方御倉禅住坊承操に納入している（ア234）。地下公文がこの段銭と一献料を調達したのか、この年分の領家方算用状には一切記事がないが、領家方算用状に夏成地子銭の記事がないことからみて（リ177）、荘民から徴収した銭だけでなく、寺家負担分として夏地子が宛てられた可能性は強い（その考証は要銭と含めて最後に行いたい）。段銭の負担を寺家と地下がどのように配分したのかは不明である。

(5) 礼銭。これは算用状にみえる守護・守護代・小守護代・守護奉行人・半済給人（山県氏）・同下代などへの新年の祝いや祝儀などである。永享年間から御飯米越賃など守護夫役が算用状から消えた後には守護課役の中心を占めた時期もあった。

(6) 川狩人・勸進猿楽。川狩は応安3年（1370）分地頭方算用状（4-70）に「守護殿御河カリノ時入了」0.626石（代372文）とあるのが初見で、守護の川狩の時の費用であるから守護課役と見なせる。地頭方の役としての川人免488文が算用状で恒常化するの永享3年（1431）からであるが、その下行理由として「依 御下知」とあるので、守護の命令によって設定されたものであろう（5-105）。だが康正2年（1456）には、川狩人への下行の実態がなく、代官が着服しているとされ（は419）、翌年の算用状からは見えなくなる。勸進猿楽は応安5年（1372）や永和2年（1376）の地頭方算用状から守護所の西津で行われた猿楽や田楽の棧敷料であることがわかる（ハ75、教王護国寺文書247号）。この後応永23年（1416）～34年（1427）まで領家方1000文、地頭方500文が算用状に見えているが、永享年間には見えなくなる。宝徳3年（1451）分より領家方算用状に334文（全体で500文）として復活するが、長禄3年（1459）分からは領家方のみが5斗を負担するようになる（リ177）。

(7) 借用・要銭（用銭）。貞治5年（1366）11月15日に新守護一色範光は太良荘の年貢の3分1を引き渡すよう命じた（4-18）。11月23日の地頭方供僧の引付（4-23）ではこれを「三分一借錢」と称し、未進分の年貢を取り集めて20貫文を急ぎ守護に納入するよう現地に命じている。この20貫文は預所職を一色氏から与えられた渡辺直秀が預かっている（5-22）。この借錢について算用状には見えないが（4-26）、翌貞治6年3月に領家方代官で預所職支配者の渡辺の代官でもあった源俊が「太良庄渡使并三分一等預所被懸料足銭」4貫文の納入を誓約しているから（4-32）、この費用は荘官や百姓に割り当てられたものと思われる。実際、貞治6年3月3日の地頭方引付に「打渡使并守護方借物」を百姓は天役として半分を領状したが、供僧は三分二を負担せよと命じている（4-49）。これで見ると守護借錢は算用状には載せられない守護課役のように見えるが、応安5年（1372）分の地頭方算用状に「守護方借用物」として832文（全体で2500文）が控除されており（4-93）、その後も永和3年（1377）分の全体7貫文を最高額として（4-121）、応永17年（1410）分まで6回ほど算用状に見えている。無論、借用とはいいながら返済された例はなく、また賦課された額を寺家と地下の間でど

のように配分したのかも明確でない。ただ応永17年ののちは武田氏支配下の康正元年（1455）まで45年間賦課されていないことは注目される。武田氏のもとで復活した借用はやがて要銭（用銭）という守護課役に引き継がれていくが、そのことについては本稿の最後で検討することにした。

このように守護課役を個別に検討してみて荘家の対応は多様であり、その「惣都合銭」に占める割合も時期によって一様ではない。大まかには兵糧米・陣夫・段銭のような臨時的な課役は、まずは免除を求めるのが原則で、段銭は免除されることが多い。実際にこれらが賦課された時には寺家半・地下半の「荘家」方式で対応することになっていたが、算用状から一部、あるいは全部を控除することもある。これに対して恒常的な負担である守護勢力への礼銭と守護夫役を中心とする守護課役は算用状において毎年控除された。ところが兵糧米・陣夫・段銭のような臨時的なものは後々の武田氏の時代にも賦課されていくが、守護夫役は一色氏の時代の永享元年から消滅し、武田氏の時代でも賦課項目としては復活することはなかった。それでは主題の守護夫役の消滅の問題に移っていきたいと思う。

3. 御飯米越賃の実態

表1によって応永20年から33年の間に守護課役が「惣都合銭」に対して占める割合を求めると、平均して地頭方で41.1%、領家方で25.6%となる。そしてその守護課役のうち守護夫役（御飯米越賃、守護方雇夫、駄賃馬、節季雇夫など）が守護課役に対して占める割合は、既に述べたように応永27年から33年までの間は地頭方43.0%、領家方63.3%であった。つまり荘家にとって大きな負担となっていたのが守護課役の内の守護夫役であった。それが永享元年（1429）分から消えてしまうのである。応永末年にかけて守護夫役が減少していたというのであれば理解もできようが、今見たように大きな負担となったままであった。ではこうした守護夫役の消滅の背後には一体何があったのであろうか。守護夫役の中心をなす御飯米越賃を取りあげて検討してみよう。

この項目は応永10年（1403）分地頭方算用状に「正守護殿御飯米越ちん」200文と見えるのが最初であるが（4-284）、このころは額も一定していなかった。応永20年（1413）9月の新代官の請文に「守護使入部雑用、同方飯米越賃」は年貢の内から立用することが認められ（4-362・364）、恒常的な守護課役と認識されるようになり、その地下代官乾嘉の応永22年（1415）の算用状から領家方2500文、地頭方1200文の控除が毎年記されるようになる（4-390・391）。この代官乾嘉が応永21年12月にこの年に守護方に負担した入目を注進した注文には丹後九世戸夫など合計12162文と「此外」とされる年始札など4800文が記されているが、御飯米越賃については記されていない（4-376）。この年分の領家方と、地頭方の算用状には丹後九世戸夫などの費用が控除されているが、それに加えて乾嘉の入目注文には全く記されていない御飯米越賃が領家方2000文、地頭方1000文ほど控除されている（4-378・379）。これが乾嘉の入目注文の記載漏れでないことは次の注進状によって明らかとなる。

応永26年（1419）3月に百姓代表5名が応永23年から25年までの3年間に地下で負担した費用を書き出して寺家に注進しており、これに代官乾嘉と公文弁祐が連署している（5-8）。この注進状に載せられた項目と負担額について、百姓は、

此三ヶ年分入目御百姓等立用申候畢、此外細々御公事等多候へ共、自御代管方堅御成敗候之間、地下役にて仕候、

と述べ、これは百姓が勤めた公事の内その費用を年貢から支払った（立用した）ものを書き出したもので、これ以外に負担した公事も多いが、代官が強く命令するので百姓の負担（地下役）としているという。そこでこの注進状の項目と額をその年の領家方算用状と比較したのが表2である（地頭方の注進状と算用状は省略したが、いずれも領家方の半分程度である）。

ここで注目されるのは百姓の注進状では応永23年と25年に御飯米越賃の記載がないが、この両年の算用状には2500文（省略した地頭方は1200文）が控除されていることである。御飯米越賃が記されている応永24年は「御飯米持越人夫増分」として、領家方700文（省略した地頭方は400文）とあるが、この応永24年分の算用状には例年の2500文に700文の「増分」を加えた領家方3200文（省略した地頭方は1600文）が記されている。これらから百姓たちが御飯米持夫を勤めたとしても領家方2500文、地頭方1200文の合計3700文までは地下役（百姓負担）であるから、その限度内ではこの注進状には載せていないが、それを越えた負担分は「増分」として載せられていることがわかる。

これにより応永22年分より算用状において御飯米越賃として領家方2500文、地頭方1200文が毎年固定的に年貢から控除されているが、実はその額を限度としてこの夫役は百姓が地下役として負担していたと判断される。その地下役負担のためには既に述べた百姓が守護夫役として負担する「十五人夫」が宛てられていたものと思われる。こうして応永21年分の代官乾嘉が注進した守護課役入目注文に御飯米越賃が記されていないのは年貢分から支出しなかったことを素直に注進したことを意味し、決して記載漏れではないことがわかる。

表2 応永23～25年守護課役領家方百姓立用分注進状と算用状の対比

| | |
|--|--|
| <p>応永23年分注進状 (5-8)</p> <p>4000文 雇夫8人</p> <p>1000文 材木持人夫雑用</p> <p>700文 小野寺勸進</p> | <p>同年分算用状 (4-395)</p> <p>2500文 御飯米持越賃</p> <p>4000文 雇夫8人</p> <p>1000文 材木持人夫雑用</p> <p>700文 小野寺勸進</p> <p>700文 長法寺方の礼</p> |
| <p>同24年分注進状</p> <p>700文 御飯米持越人夫増分</p> <p>3000文 雇夫6人</p> <p>2000文 勸進猿楽棧敷</p> <p>1000文 三方殿親父他界甲</p> <p>1000文 駄賃馬1疋</p> | <p>同年分算用状 (4-399)</p> <p>3200文 御飯米持越賃</p> <p>3000文 雇夫6人</p> <p>2000文 勸進猿楽棧敷</p> <p>1000文 三方殿親父他界甲</p> <p>1000文 駄賃馬1疋</p> <p>700文 長法寺方年始礼</p> |
| <p>同25年分注進状</p> <p>3000文 雇夫6人</p> <p>1000文 駄賃馬雑用</p> | <p>同年分算用状 (4-405)</p> <p>2500文 御飯米越賃</p> <p>700文 長法寺方年始礼</p> <p>3000文 雇夫6人</p> <p>1000文 駄賃馬</p> |

このように少なくとも御飯米越夫は3700文までは百姓が地下役として負担していたのであるから、代官と公文が毎年3700文の御飯米越賃を算用状に記して年貢から控除しているのは、どう見ても不正を働いているということになる。ところが御飯米越賃の不正が露見することになる応永23年から25年

の百姓立用分注進状には、毎年の算用状を作成する代官乾嘉と公文弁祐が共に署名・花押を加えているのである。百姓たちもこの点を問題にすることもなく、むしろ注進状で「御代官守護方あいしらいねんころに御座候間、御公事先々よりハ減少候」と代官乾嘉の守護方への対応が懇ろなので、守護課役が前より減少したと、乾嘉を持ち上げている。またこの注進状を提出させた供僧たちにも御飯米越賃への年貢の立用について疑問があったと推定され、それがこの注進状で明らかになったと思われるが、供僧たちがこれを格別に問題にしているようには見えず、応永26年の「太良荘地頭方引付」に関連する記事はない(5-10)。

これらの疑問を解消するには、御飯米越夫は3700文までは百姓の地下役「十五人夫」でもって負担するが、その額を毎年算用状において年貢から控除することを寺家も認めていると考えるほかない。注進状にみえる雇夫、材木持人夫雑用、駄賃馬という守護夫役については算用状においても控除がなされているから、この御飯米越賃だけは特別扱いであったと考えられる。この点で先に述べたように寺家が認めた最初の守護夫役の算用状での控除が応永10年のこの御飯米越賃200文であったことが想起される。すなわち百姓たちはそれまでは「十五人夫」で負担していた守護夫役に初めて寺家からの下行がなされたのである。この後も御飯米越夫は百姓が「十五人夫」で負担し、寺家がそれに御飯米越賃として、負担に応じていくらかの援助をするというのが基本であった。それが応永20年の代官請文において守護方御飯米越賃の支出が認められ、同22年度からそれが合計3700文に固定されるころから変質していたのであろう。寺家は実態を知ってはいたが、援助を止めるわけにはいかなかったのであろう。先に守護夫役には算用状に記されないもの(「十五人夫」と記されるもの(御飯米越夫など)の二種類あることを述べたが、両者は概念的には区別されるが、御飯米越夫については実態としては区別がないので、「十五人夫」で負担していても、御飯米越賃として控除するという裏技が成り立つのである。こうして算用状の守護夫役とその負担実態との乖離が生じてくる。

4. 守護夫役と「十五人夫」

上に述べたのは守護夫役のうち御飯米越賃についてであったが、応永23～25年の注進状では雇夫、材木持人夫雑用、駄賃馬については地下からの注進と算用状が一致しているから、これらの夫役は実際に勤めていたものと判断される。この後に算用状に載せられる恒常的な守護夫役は御飯米越賃、雇夫、駄賃馬、節季雇夫となる。表1において注目されるのは応永31年～33年の領家方守護課役が9900文に固定化する傾向を見せることで、実際に応永32年(1425)・33年の領家方の守護夫役は御飯米越賃2500文、雇夫1000文、駄賃馬1000文、節季雇夫1400文と固定されている(地頭方も半額で固定)。実はこの頃の守護課役の負担の状態を注進した文書が存在する。前稿で論じたように、正長の徳政一揆に始まる動乱は太良荘をも巻き込み、荘内で徳政推進派と徳政抑圧派の対立が生じた。これには公文職獲得を狙う前代官の朝賢の動きもからみ、徳政推進派は代官乾嘉の失脚を意図して、この間の乾嘉の支配の実体と不正を告発した注進状を寺家に提出する(5-59)。ここには乾嘉支配下の領家・地頭両方の年貢米銭、代官乾嘉が徴収した補任の酒肴料、「庄家仕足大概、地頭・領家」、「地下之百姓役」、応永33・34年の現地での和市石別値段が記されている。ここではそのうち庄家仕足(=荘家からの支出)と地下の百姓役(=百姓が地下役として勤めた役)について掲げ、その支出項目で応永34年

の領家方・地頭方の算用状に見えるものは括弧内に注記して、次の表3に示した。

表3 注進状の庄家仕足と地下の百姓役（単位：石）

| | | | | |
|--------|--|------------------------|----------|----------------|
| 庄家仕足 | 0.5 収納酒 | 0.5 卯月祭礼 | 0.5 正月節養 | 0.5 三社宮神子・祢宜酒肴 |
| | 2500文 五節供料足、守護方へ出候(地頭方:1000文、節供料3月3日、9月9日) | | | |
| | 300文 郡使、正月もてなし(地頭方:300文 守護代中間) | | | |
| 地下の百姓役 | 10500文 守護夫十五人の入目 | 1000文 8月浜八幡宮放生会人夫20人入目 | | |
| | 1000文 9月上下宮祭礼人夫同 | 此外細々守護夫3日役・5日役有之 | | |

* () 内の「地頭方：」は応永34年分地頭方算用状に記載があることをしめす。

まずこの表3の庄家仕足について簡単に述べておくと、収納酒から神子・祢宜酒肴は領家方においてはこれ以前にも、以後にも見えない下行項目である¹²⁾。これに対し地頭方では建武元年(1334)分算用状に「収納酒」(0.1石)が(エ40)、翌年分算用状に「節養」(1石)や「船出御神米」(0.2石)が見えている(ハ12)。これら地頭方の下行分は前稿で述べたように貞治2年(1363)分より「地下定立用」60石余に含められて算用状からは消失するが、「地下定立用」を止めた永享年間から復活する(5-96、この点後述)。したがってこれらの下行は地頭方に関するもので「地下定立用」から支出されるという点では荘家の年貢からの支出であるが、算用状に載せるべきものではない。次の五節供料足は一色氏の時代から地頭方に課されたものであるが、算用状では3月と9月の2回の1000文であるものの、実際には5回徴収されていたのであろうか。あるいは同じく地頭方に課された椀飯・采女・修理替の1500文も含めて2500文の負担としているのかも知れない。郡使への300文は応永34年地頭方算用状に見える300文「守護代中間」に相当し、永享元年分からの算用状に「中間郡使」領家方200文、地頭方100文として両方の下行項目とされている(5-95・96)。

百姓の注進によるこうした庄家仕足について最も問題となるのは、算用状に見える「国下行」(守護課役を中心とする「惣都合銭」からの控除分)のうちこの注進状の「庄家仕足」として見えるのは、わずかに地頭方の五節供料と郡使料のみであることで、応永34年分算用状のうちの恒常的控除について言えば御飯米越賃(計3700文)、駄賃馬(計1500文)、雇夫(計1996文)、それに猿楽勧進(計1500文)や色々な守護方への礼銭(応永34年は「郡使」=「守護代中間」分300文を除いて計4000文)は見えない。このうち守護方への礼銭については、先に掲げた表2において小守護代長法寺への礼銭は「百姓立用」とは見なされていなかったもので、これは代官が惣都合銭より支出するものと考えられていたのかも知れない。

しかし、ここで守護夫役が「庄家仕足」に見えないことはどう考えるべきであろうか。守護夫役のうち御飯米越賃については表2において検討したところである。しかしその場合でもそれ以外の守護夫役(表2では雇夫・駄賃馬雑用)は実際に勤めたので、算用状で控除されていると判断した。しかし表3の注進状では御飯米越賃のみならず、そのほか算用状に載せられている雇夫、駄賃馬、節季雇夫についても何ら触れる所がない。その代わり百姓が地下役として負担する「十五人夫」は10貫文を超える額が記されている。応永24年の事例から、御飯米越賃が地下役の限度3700文を越えた場合にはその部分は増し分として年貢から控除しうるとされていたが、ここではそれも適用されてはいない。

すなわち守護夫役は御飯米越夫だけでなく、そのほかの雇夫なども含めて百姓地下役の「十五人夫」で負担したというのがこの注進状の主張なのである。それは御飯米越夫が既に「十五人夫」による負担となっていたやりかたを、そのほかの守護夫役にも拡大したものである。

もしこの注進状どおりだとすると守護夫役を負担した百姓は10500文の支出となり、代官乾嘉は毎年合計8600文の守護夫役控除分を懐にしていたことになる（応永末年は公文不在）。確かにこの注進状は代官乾嘉の失脚を意図して書かれたものであるから、乾嘉の不正と百姓負担の過重さを強調するものとなっていることは認めなければならないだろう。しかしおそらく乾嘉は守護夫役控除分の一部を百姓たちに還元していたものと思う。その意味では代官と百姓が結んでの守護夫役控除分の確保がなされていたのであろう。そして守護夫役控除分と実際の負担の乖離が全ての守護夫役に拡大されたことにより、ますますその乖離は甚だしくなったものと思われ、算用状の守護夫役の数値はほとんど虚構といえるほどになっていたのではあるまいか。それを決定的に裏付けるのが永享元年（1429）から（御飯米越賃は同5年から）これらの守護夫役が算用状から消滅するという事実である。応永末年には守護夫を百姓地下役の「十五人夫」で負担しえる程度になっていたから、その実態を知った寺家は算用状から守護夫役を消滅させることができたと考えられる。

無論守護夫役は引き続き賦課され、百姓が地下役として負担し続けていた。それが可能であったのはこのころ守護課役が減少していたと考えられることで、先述のように永享元年より「守護方細々雑役」が領家方3.16石・地頭方2石からそれぞれ2石・1石に削減されているのは、応永末年の守護課役減少傾向を反映したものであろう。この雑役は更に永享6年（1434）3月の將軍による守護不入の御判御教書（5-115）を受けて永享9年までに「細々雑役」と名を改め、更に半減されている。また地頭方の節供料と椀飯・采女・修理替の料足が守護不入を理由に徴収されなくなるのも、恒常的な守護課役の減少を示している。このように応永末年より守護課役の減少が推測されるのであり、太良荘算用状から守護夫役が消えるのはその傾向に対応したものと言える。守護課役の面から見て、「守護領国制」は順調に発展したのではなく、このように荘園側に好都合のように、守護側の自己規制が働いていたことを認めることができる。

5. 永享年間の支配の転換

正長の徳政一揆の混乱を收拾するため寺家は代官乾嘉を罷免し、正長2年（永享元、1429）6月に供僧の派遣した上使祐賢、代官快光と公文に返り咲いた朝賢による検注が行われた。前稿で述べたようにこの検注は地頭方においては正長元年まで地下代官であった乾嘉の内々の検注の成果を引き継ぐものであるが、領家方においては従来と変わる耕地把握や、新しい年貢銭の収取がなされたわけではない。しかし表1から明らかなように永享年間から寺家の年貢収納状況は見違えるほどに改善された。ここではその点を中心に述べることにする。

まず永享年間の年貢収納のあり方が応永年間とどのように異なるのかを具体的に知るために応永28年（1421）と永享7年（1435）の地頭方・領家方それぞれの算用状を表にしたものを、表4-1・表4-2として掲げた。この両年を選んだのは、この両年が損免や大規模な守護への礼銭など臨時出費のない年なので、実際の寺家の収納額も比較できると考えたからである。これらの算用状を比較して、永

表 4-1 地頭方算用状の比較 (単位:石)

*数字は史料のままである

| 応永28年(1421)分(5-25) | 永享7年(1435)分(5-144) |
|--|--|
| 半分定 30.1109 除(不作川成3.1、川成7.05) 10.15 除(早米0.35、守護方細々雑用2.0) 2.35 残米 17.6109×和市石別700文=12327文 銭成(春成2701文、夏成2238文、秋成2238文、粟代250文) 7430文 (惣)都合 19757文 国下行<守護課役>御飯米越賃1200文、節供料1000文、椀飯・采女・修理替1500文、守護方礼1000文、長法寺方礼500文、守護方雇夫1500文、駄賃馬500文、勸進猿樂500文、節季雇夫700文 =8400文 (<それ以外:なし>) 残11357文 | 半分定 47.685 除(山王神事酒0.5、船立米0.1、井料0.25、節養酒0.5、収納酒0.5、倉付0.1、細々雑用1.0、捨田免0.3、馬上免田畠成4.3402、クタ、ノ新河分0.4、早米0.35) 8.3402 残米 39.3448×和市石別800文=31476文 銭成(春成4534文、夏地子4617文、秋地子4617文、馬上免田畠成832文、粟代500文) 15103文 惣都合 46579文 国下行<守護課役>節供料1000文、守護方明春礼333文、同時兩奉行200文、同時中間郡使100文、川人免484文、椀飯・采女・修理替1500文、松山方礼233文 =3856文 (<それ以外>去年過上分=548文) 国下行計 4404文 残(定寺納) 42175文 御代官得分(定寺納5分1) 8435文 残 33740文 給主分 7000文→残26740文 |

表 4-2 領家方算用状の比較

*数字は史料のままである

| 応永28年(1421)分(5-24) | 永享7年(1435)分(5-143) |
|--|---|
| 半分定 81.97118 除(大般若寄進0.4、井料0.45、川成9.024) 9.874 除(早米0.35、守護細々雑用3.16、代官得分5.0) 8.51 残米 63.58718×和市石別650文=41373文 銭成(春成2731文・夏成1900文・秋成1900文) 6531文 惣都合 47905文 国下行<守護課役> 御飯米越賃2500文、守護代礼1000文、長法寺礼1000文、守護方雇夫3000文、駄賃馬1000文、勸進猿樂1000文、節季雇夫1400文 =10900文<それ以外>小野寺本堂上葺勸進2000文 国下行計 12900文 残35005文 | 半分定 79.19611 除(井料米0.45、細々雑用2.0、御代官得分6.42、早米0.35) 9.22 残米 69.97611×和市石別750文=52485文 銭成(春成3071文・夏地子2379文・秋地子2379文・炭木藁代350文・去年未進加分558文) 8745文 惣都合 61233文 国下行<守護課役> 守護明春礼664文、同時奉行400文、同時中間郡使200文、松山礼464文=1731文 <それ以外>御代官得分331文 国下行計 2062文 残59188文 |

享年間の算用状について知ることのできる特徴を挙げると以下ようになる。(1) これまでも繰り返し指摘したように守護課役の中心をなしていた御飯米越賃や雇夫などの守護夫役がなくなっていること、(2) 基本年貢額である「半分定」が領家方においては微減であるが、地頭方においては30石余から47石余に増加していること、(3) 不作・川成が見えなくなったこと、(4) 銭成のそれぞれの項目において増加が見られることである。

(1) については先述のように応永末年において守護課役の地頭方で43.0%、領家方で63.3%を占めていた守護夫役が全てなくなったのであるから、その効果は大きい。先述のように、応永20年~33年

までの「惣都合銭」に対する守護課役の平均割合は、地頭方は41.1%、領家方は25.6%に達している（地頭方の比率が高いのは領家方にはない地頭御家人役の節供料足と椀飯・采女・修理替の料足を負担しているからである）。それが永享年間以後においては5%以下になることも珍しくなくなる。そしてこのことは武田氏の時代になっても基本的には変わらない（要銭については後述）。

(2) については前稿でも触れているが、改めて立ち入って説明しておきたい。まず半済以前の地頭方の基本年貢高は120.8668石である（ハ30・31）。それに対して控除分は一定しておらず、文和3年（1354）分の算用状では恒枝押領分（25.265石）、公文給分（4.6石）、洪田・川成（10.07265石）など43.13465石と御倉付米（1石）、節養料米（1石）、代官得分（15石）など20.9267石の合計64.06135石が差し引かれ（ハ30）、翌文和4年分では合計54.4232石が（ハ31）、康安元年（1361）分では合計59.845石が差し引かれている（ハ61）。そこで貞治2年（1363）分より60.445石を「地下定立用」として固定し、基本年貢高120石余より控除して、残りの60.4218石を年貢分とし（ハ62、4-26）、その半済分残り（＝「半分定」）が30.2109石となる（これが30.1109石となるのは応永2年分から、4-236）。正長2年の地頭方検注によって年貢米は46.835石とされているから、この年（永享元年）からは「地下定立用」の控除を止めて、47石余を「半分定」とし、改めて山王神事酒などの下行項目を設定し、代官得分を定寺納の5分1として控除することにしたのである。

次に直接の収納増を目指した(3)と(4)は同じことの2つの表れなので、まとめて述べたい。地頭方の不作・川成には二種類あり、ひとつが貞治2年（1363）に控除された「地下定立用」60石余に含まれていた不作・川成である。この60石余の内にどれだけ不作・川成が含まれていたのか不明であるが、貞治2年以前の算用状から知られる不作・川成の額を挙げると文和元年（1352）分3.91252石（ハ24）、文和3年分10.07265石（ハ30）、康安元年（1361）分4.29石（ハ61）である。ばらつきがあって判断が難しいが直近のものをもって5石程度（半済により2.5石）としておく。不作・川成のもうひとつの種類が「地下定立用」以後に生じたもので、これは算用状に追加分の不作・川成として追加され差し引かれた。この不作・川成も、応永12年（1405）より増加し、応永17年（1410）分算用状から10.15石に固定して控除されるようになった（4-351）。そうすると「半分定」30.119石からこの不作・川成を除くと残定米は19.969石となり、この19.96石がまた応永20年（1413）の金蓮院杲淳の地頭方代官職請文における納入基準額（但し守護課役はこの額から支出できる）とされており（4-364）、このままで正長2年の検注を迎える。それで地頭方全体としては先の「地下定立用」内の推定2.5石を加えて、12.6石程度の不作・川成があったことになる。

それに対し正長2年の地頭方検注においては不作・川成を馬上免・二石代・散田において計4段（分米にして4.62石程度）認め、始めから年貢地から除かれており、検注帳の米年貢46石余には含まれていない。地頭方の永享年間の算用状では永享2年（1430）分より馬上免4段60歩（分米4.342石）の成畠分が、永享3年より捨田3斗が年貢から控除されているが（5-103・105）、不作・川成の控除分はなく、検注で認めた以外の不作・川成はないという態度を取っている。単純計算で行けば地頭方では不作・川成12.6石を4.3石程度に減少させたのである。但し嘉吉元年（1441）分より地頭方において川成（3.8石）が現れ（5-206・217）、以後次第に増加していく。

領家方の不作・川成は永和3年（1378）分以来、本川成など3項目の計9.024石が正長2年検注ま

で続いている（4-121、5-71）。正長2年検注における領家方川成は名田分で2段120歩（分米1.798石）、保一色で1段315歩（分米1.5石）、合計分米3.298石で地頭方と同じく領家方米年貢79石余には加えていない。単純に計算して領家方は検注により川成を5.7石余減少させ、その分年貢分を増やしたのである。但し文安元年（1444）分より保一色不作（2段、分米0.8石）が現れ（5-245）以後次第に増加していく。

次に銭成の増加については、史料によって裏付けうる領家方の夏成（夏地子）・秋成（秋地子）を取りあげたい。これらの地子は領家方名田内の畠数に100文を課したものであるが、それが1900文から2379文に増加している。この増加額は正長2年検注に記す領家方畠地子2379文によったものである。そしてこの畠地子は応安元年（1368）3月の領家方半分田地年貢注文（4-52）の記す畠地子にまさに一致する。しかも正長2年検注がこの額から106文の、応安元年注文が379文の川成を控除しているのも無視して川成も含めた額で算用状は計算している。応安元年に基準額を2379文と算定した後に川成や畠地の消失など様々な理由により1900文となっていたものを、応安年間の基準に戻し、現実の川成も無視しているのである。

地頭方においては夏成（夏地子）・秋成（秋地子）を2238文から一気に4617文と倍以上に増加させている。この額も正長2年の地頭方検注による馬上免畠地子（1174文）、散田畠地子（2743文）、畠新開（568文）を合計した4488文を基準にしていると判断される。地頭方にはこれ以前の土地台帳が伝わっていないので比較できないが、半済以前の文和3年（1354）分の地頭方算用状（ハ30）には本来8412文の地子が恒枝押領分や畠田9段半分などを差し引いて今は5760文が年貢銭となっているとある。応永年間の地子銭2238文はこの5760文を半済により半減させたものを、更に減額させたものである。それに対して正長検注の4488文という地子額は畠新開（568文）を差し引いても、半済以前の状態よりも更に徹底した把握を実現していたことになる。

このように地頭方地子銭については解明できなかったが、正長検注とその後の年貢収納においては不作・川成を検注で認めたもの以外には認めず（領家方畠地ではそれも無視して）、南北朝期から応永年間を通じて代官・荘民が積み上げてきた不作・川成を厳しく制限し、その既得権を事実上清算したのである。

以上の（1）から（4）までの方策をとった結果が表4-1と表4-2における応永28年分と永享7年分の違いとなって現れている。応永28年分に対して永享7年分がどの程度の額になるかを応永28年分を1として、永享7年の倍率を表5にしてみた。地頭方では「地下定立用」を廃止したことなどによ

表5 応永28年分に対する永享7年分の倍率

| 項目 | 地頭方 | 領家方 |
|-----|-------|-------|
| 半分定 | 1.58倍 | 0.97倍 |
| 残米 | 2.23 | 1.10 |
| 銭成 | 2.03 | 1.34 |
| 惣都合 | 2.36 | 1.25 |
| 国下行 | 0.52 | 0.15 |
| 残 | 2.97 | 1.69 |

り半分定を1.58倍とし、不作・川成を減少させることなどで残米を2倍以上にし、更に守護課役を中心とする国下行を半減させることにより、3倍に近い収納増を実現しているのである。領家方においては半分定が減少しているにも拘わらず、国下行を0.15倍にまで減少させることにより、最終的に1.69倍の収納増となっている。

守護勢力の蚕食により荘園の年貢は減少していったというイメージとは違った、年貢増徴を実現した荘園のあ

り方がここには示されている。

また正長検注は従来のあり方を「ごく部分的に修正、新たなものを加えたにとどまった」とする網野氏の評価は消極的に過ぎるように思われ¹³⁾、正長検注と守護夫役の廃止はもっと積極的に評価すべきであろう。

6. 武田氏支配下の守護課役への対応

永享12年(1440)より若狭守護となった武田氏の支配全体については、稿を改めて論じなければならないが、武田氏の賦課する守護課役への対応を算用状を中心に考えてみたい。繰り返し述べたように永享元年より、守護課役のなかの守護夫役に大きな変化が見られた。それは応永末年の守護夫役の実態に合わせて、守護夫役は百姓が守護に地下役として負担する「十五人夫」を宛て、これまで算用状で御飯米越賃など守護夫役の費用として控除してきたもの全てを取りやめることであった。それにともない守護方への礼銭以外の守護課役への算用状での下行(控除)はしないという原則も確立する。そしてこのやり方は嘉吉の乱の時の混乱期を例外とすれば武田氏にも引き継がれており、表1からうかがえるように守護課役(ほとんどが守護方と半済給人方への礼銭)の比率も一色氏時代と変わらない。それだけでなく康正2年(1456)には地頭方の山王神事酒は隔年支給であり、河人免と細々雑事は実態がないにもかかわらず算用状に記入して代官が私用しているとして(ハ419)、前者は隔年支給、後者の2つは廃止されている。守護への夫役は「十五人夫」でまかなう必要があったが、一色氏時代末から武田氏支配の初期には守護夫役も軽減されていたようである。しかし「地頭方引付」享徳2年(1453)2月23日条には百姓が「守護方人夫近比□外及催促之間歎申」とあり(タ130)、夫役徴発が強められた。長禄元年(1457)9月には「十五人夫」のうち既に12人を負担していると述べており(ハ394)、更に年末には京上夫5人が課せられたという(ハ304)。このように守護夫役は厳しかったが、算用状に守護夫役の項目が復活することはなかった。

その代わり寺家と百姓は武田氏の要銭(用銭)や借用に苦しめられることになる。嘉吉4年(文安元、1444)4月に守護より要銭20貫文を賦課され、閏6月に惣荘の百姓は10貫文を納入したという(5-243)。この年の算用状でこの負担が考慮された形跡はない。既に述べたように武田氏は45年間賦課されていなかった借用銭を康正元年(1455)11月に賦課してきたので、代官中尾幸聡は応じるべきでないとしているが(ハ406)、翌年春に寺家は半分を納入するよう百姓に命じている(フ124)。この借用銭も算用状で考慮されてはいない。寺家は要銭であれ、借用銭であれ守護課役を算用状からは下行しないという原則を守ろうとしている。

しかし康正3年(長禄元、1457)の「御上洛之御要銭」9貫文において算用状との関わりが生じてくる。始め20貫文が課されていたのを半済給人山県氏や百姓の尽力により樽代を含めて9貫文にまで減少させた(ハ374)。この要銭について寺家の指示はとにかく急いで守護に納入せよ、その後で「任先例本所半分、地下半分之可申算用候」とあるように折半するとしている(ハ299)。そこで百姓は武田氏の御内喜阿弥に10貫文8文子で借りて支払った(ハ374)。百姓たちはいかなる高利でも借りて負担すれば、返済は年貢を宛てると寺家から聞いていたので、半分負担には応じられないとして抵抗している(ハ394、フ127・213)。その後の寺家と百姓たちとの交渉による決着はそれまでと異なり、算

用状の上で決算されていることに注目したい。すなわち長禄元年分の領家方算用状には「春国方用銭」（本銭10貫文、利息2月から9月まで7ヵ月8文字で5貫600文、合計15貫600文）の領家方負担分12石（18石の $2/3$ ）が「国下用」からでなく、損免と同じ「定而除」において除かれている（この時の和市は石別915文であるから $15600\text{文}/915\text{文} \times 2/3 = 11.366\text{石}$ ）。それとともに「請加」（収入分）として3貫200文が「自地下国方用銭分」4貫700文の進上分の $3/2$ と記されている（リ169）。全体として寺家が15貫600文を負担したことに対し、百姓が4貫700文を納入しているのである。結局百姓の抵抗が強く、折半でなく百姓の3割負担で決着したことがわかる。注目されるのは守護の要銭を算用状では寺家の負担において利子も含めて全て支払ったこととし、9月が過ぎた段階で百姓から折半分（実際は3割分）を取り立てていることである。要銭の支出の単に決算の結果でなく、一括負担とその後の百姓からの回収という対応の経過を記すことにより、要銭を特別な課役として扱おうという態度が示されている。

しかし長禄3年（1459）分と翌寛正元年（1460）分では要銭などは、領家方・地頭方の負担分の一部として銭分の春成や夏成を宛て、残りの負担分は領家・地頭双方の年貢銭から差し引くというかたちを取るようになる。例として長禄3年（1459）の場合を挙げよう。算用状に添付された「国仕足」（これは現地で支出された領家方・地頭方双方の総計）には9915文の支出が記されているが、そのうち3750文が「国方度々要銭并陣夫以下残分」であった。この記載の隣にこれとは別に春成から7345文を支出したことが記されている（リ177）。したがってこの年の要銭などはこの2つの額の合計11095文で、それを寺家はまず春成7345文をもって宛て、残りの3750文は領家方・地頭方の年貢銭を差し引いて宛てようというのである。問題はこの11095文が要銭などの全額なのか、半額なのかということであるが、この点について代官栄俊は要銭などに春成7345文を宛てたが、百姓たちは残りの14852文も年貢の内から支出して欲しいと要求していると述べているから（ハ407）、要銭などの全体の支出額は22197文（7345文+14852文）でありそれを折半して寺家11095文、百姓11095文宛負担することになっていたことがわかる。算用状での下行と折半が要銭賦課に対する対応の原則となっているとしてよかろう。但し注目されるのは要銭の一部に春成を宛てたことは算用状の本文には書かれていないことであって、要銭を算用状のなかでどのように位置づけるかが定まっていないことを示している。

表1から明らかなように長禄元年分以後要銭が課せられると、惣都合銭に対する守護課役の比率が一気に10%を越えるようになる。そこで最後の2年間である寛正6年（1465）分と文正元年（1466）分について検討しておきたい。寛正6年分について百姓たちは「臨時銭六十貫之内、七貫五百文御免候」と述べているが（ハ344）、これに関連する臨時公事分注文があり、段銭（計23600文）と要銭（春要銭3500文、国役要銭15000文の計18500文）など総額46800文を記している（ハ345）。その末尾に61800文の内、7500文が「御免」とされているが、この61貫文余とは百姓が実際に負担した総額なのであろう。そのうち寺家として7500文を負担するというのであるが、領家方の算用状には5000文の要銭に注記して「本銭十五貫文、半分之二也」とされ（リ191）、地頭方算用状には要銭として2500文が見える（リ192）。すなわちこの年の国役要銭15000文について、寺家半・地下半と折半して、寺家側の負担7500文が領家方5000文・地頭方2500文として年貢銭から差し引かれている。注目されるのは算用状で要銭は国下行に相当する「除」に守護札銭などと並べて記されていることであ

って、ここに要銭は通常の守護課役として扱われているのである。この時の閏2月の申状では「毎年かゝり候御要銭」と表現されている（ハ346）。それにしても農民の主張する60余貫文負担の内寺家が下行しているのはわずかに7500文であり、百姓がいうには残りの五十余貫文は「一向手付も不仕候間」という状態であった（ハ344）。段銭は算用状において年貢から控除しないという態度を守っているであろう。

文正元年（1466）4月には武田家臣逸見による騎馬上下20人の要銭催促を受け、20貫文懸けられたが、詫言により9貫文での納入を誓約した。7月には礼銭を含めて15貫文となるという（フ141）。その内訳を見ると武田氏に納入するのは7貫文でそのほかは上下18人に及ぶ上使への礼銭や酒・米の接待費であった（ヌ221）。寺家は10月に5貫文免除としたが、百姓は一円公平による扶持を求めている（ハ347）。この年の領家方算用状（リ194）では前年と同じ5貫文が認められているから、昨年と同じであった。寛正6年、文正元年の事例から見て、武田氏の要銭が恒常化し、その額も固定化していく傾向にあったといえるだろう。それに対応して「荘家」の側も折半の論理と負担の様式が恒例化しているとしてよいだろう。永享元年以来、臨時の接待費を除けば守護課役が礼銭で対応できていた段階が要銭の恒常化とともに終わり、元の「荘家」による対応が復活していた。

だが算用状が伝わるのはこの年までであり、翌年太良荘は応仁の乱に呑み込まれてしまう。

結びに代えて

室町期になって守護夫役の賦課が強化されたので、荘民たちは負担費用の一部を年貢から支給することを求め、実力行使にまで及んだ。その結果、応永10年（1403）に御飯米越賃が算用状において控除されるようになり、その後も雇夫・駄賃馬などの新しい項目が算用状において追加されていった。またそれらの算用状における守護夫役が恒常化・標準化・固定化していき、守護課役を負担していく荘家体制が安定的に形成されていったようにも見える。しかし乾嘉が代官であった応永20年代には守護夫役の実際の負担のあり方と算用状での控除とが乖離するようになっていった。そのため算用状の守護夫役の記載は虚構となっていったのである。御飯米越賃に虚構が含まれていることは寺家も黙認していたと思われるが、応永末年にはそれが全ての守護夫役に及んでいることを寺家は認識し、永享元年（1429）からの新しい支配においては、算用状における守護夫役の項目を全廃する。そのほか地頭方では「地下定立用」を止め、地頭・領家ともに不作・川成を減少させ、銭分（地子銭）を厳しく査定するなどの方策をとった。そのため地頭方では3倍近い収納増となったのである。

我々は算用状の記載がそのまま実態を示していると考えerほど素朴ではないが、それを反証する明確な史料がない限り、つい算用状を信頼してしまう。太良荘のこの事例から請負代官制や惣村結合が進展した場合においては支配関係の数量化もまた進むから、算用状についても史料批判が必要であることがわかる。

このように記してみても、やはり何か納得し得ないものが残る。すなわち守護夫役に関しては、その負担責任が百姓から応永10年以後は「荘家」に移ったのであるが、永享元年からは再び百姓に戻ったことになる。臨時的な陣夫や兵糧米は寺家半分・地下半分であったから、すべてが百姓の負担であったわけでは無論ない。しかしながら百姓たちは一旦は勝ち取った恒常的守護夫役の寺家による経済的

援助を全て取りあげられたのである。それにもかかわらずこの処置に対する百姓たちの不満を伝えるような文書は伝えられていない。百姓を納得させる何か裏の事情でもあるのだろうか。

注

- 1) 例えば井ヶ田良治「庄園制の崩壊過程－室町時代の東寺領太良庄－」『同志社法学』45号、1958年、がそうした論考といえる。実は私の旧稿「南北朝期の若狭太良荘と守護支配」『福井県史研究』4号、1986年、もこうした傾向を免れていない。
- 2) 田沼睦「中世的公田体制の成立と展開」（初出1970年）同氏『中世後期社会と公田体制』2007年、岩田書店、所収。
- 3) 伊藤俊一「南北朝～室町時代の地域社会と庄園制」同氏『室町期庄園制の研究』第一部一章、2010年、塙書房。
- 4) 稲葉継陽「中世の社会体制と国家」『日本史研究』600号、2012年。
- 5) 網野善彦「中世庄園の様相」1966年『網野善彦著作集』第1巻所収、2008年、岩波書店、249頁以下。
- 6) 河村昭一「一色・武田氏の領国支配」『福井県史』通史編中世、1994年、特に495頁。
- 7) 拙稿「室町期太良荘の代官支配について」『福井県文書館研究紀要』8号、2011年。
- 8) 『若狭国太良荘史料集成』第4巻362号・364号、以下はこの史料集の巻数と文書号数をこのように略記する。
- 9) 応永19年分までは「残定米」の内から守護方細々雑用、代官得分、寺納分早米とそれに損免が控除されているが、守護課役の割合を一貫して比較するため、これらは応永20年度以後のように「半分定」から控除している。
- 10) 本文で指摘したように算用状における守護課役の激減の事実を指摘されたのは河村氏であるが、その理由については触れられていない。なお河村氏は永享6年（1434）3月に太良荘などに守護使不入の將軍義教の御判御教書（5-115）が出された後には礼銭を除いて守護課役が実際になくなるとされている（前掲書496頁）。
- 11) 東寺百合文書は函107。『若狭国太良荘史料集成』に未収載の東寺百合文書はこのように略記する。
- 12) これらが領家方には見えないものであることの個別的事情については不明であるが、領家方の正月節養については鎌倉期の事情が知られている。正安2年（1300）3月に領家方預所藤原氏女は百姓の訴えに反論して、百姓が預所の田地を耕作するのは預所が百姓に対して行う「正月節養」に対する百姓の「報答」であるとしている（2-66）。領家方に属する預所得分は一色氏の時代から守護方の支配するところとなっていたが、室町期のこの段階の実態は不明であるものの、「正月節養」は預所の行うべきものという観念が存続していて、領家方算用状に記されないのかも知れない。
- 13) 網野氏前掲書、261頁。